

～ 総合計画に係る規定～

苫小牧市自治基本条例

(総合計画)

第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

～ 総合計画の策定の経緯～

○時代の移り変わりとともに、本市を取り巻く環境も大きく変化しており、昭和49年以降、こうした変化に応じた計画を策定してきた。

○近年の環境変化は特に目まぐるしく、計画期間を短縮するなど、適宜見直しを加えながら策定してきた経過がある。

総合計画策定の経緯

【理想の都市】 人間環境都市

基本構想 (初) 昭和49年度～ 【目標時期：昭和60年代】		基本構想 昭和63年度～ 【目標時期：21世紀初頭】		基本構想 平成20年度～ 【目標時期：平成29年度】		基本構想 (現行) 平成30年度～ 【目標時期：令和9年度】	
第1次 基本計画	第2次 基本計画	第3次 基本計画	第4次 基本計画	第5次 基本計画	第5次 基本計画 (改訂版)	第6次 基本計画	第7次 基本計画
昭和49年度 ～ 昭和55年度 (7年)	昭和56年度 ～ 昭和62年度 (7年)	昭和63年度 ～ 平成9年度 (10年)	平成10年度 ～ 平成19年度 (10年)	平成20年度 ～ 平成29年度 (10年)	平成25年度～ 平成29年度 (5年)	平成30年度 ～ 令和4年度 (5年)	令和5年度 ～ 令和9年度 (5年)

現行計画

策定中

～ 人間環境都市の定義の変遷と今後～

- 人間環境都市の定義は、時代背景や社会ニーズの変化に合わせて、基本構想の改定の中で、変更を加えている。
- 前基本構想での人間環境都市は、主に自然と調和した快適な環境を保つことを意識したもの。
- 現在の基本構想では、これに加え、人口減少と少子高齢化が進む時代の中で、家庭環境や雇用環境を含む生活環境においても、人々の希望を捉え、心地よく活躍できるまちづくりに挑戦し続けることを目指すこととしている。

人間環境都市の変遷

基本構想決定時期	基本構想における人間環境都市の定義	時代背景
S48(1973).11	人間尊重の都市であり、豊かな大自然の中で、高度の福祉と文化、すぐれた機能を持ち、相互の愛情と強い連帯意識に結ばれた近隣社会を核として、市民のすべてが持てる能力を完全に発揮できる生きがいのある地域社会	高度経済成長期 オイルショック 国の出生率2.14
S63(1988). 3	人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、共に（ともに）生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまち	バブル景気 冷戦の終結 国の出生率1.66
H19(2007).12		サブプライムローン問題 郵政民営化 国の出生率1.34
H30(2018). 2	人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまち	人口減少と少子高齢化の同時進行 働き方改革 国の出生率1.44 (H28)